

平成 25 年度 第 1 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 25 年 7 月 31 日（水） 10 時 00 分～12 時 30 分

場 所：中央合同庁舎第 5 号館 環境省第一会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、大石委員、奥村委員、乙間委員、奈良委員、原田委員、
平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長） 柳委員

欠席委員：岡山委員、奥委員（五十音順、敬称略）

1．本年度の検討課題について

個別品目について

- プロジェクタランプの水銀の量はどの程度か。また、回収システムの構築状況についてはいかがか。
 - ⇒ 水銀ランプの場合、約 50mg で、一般照明用蛍光ランプの約 10 倍程度である。光源ランプを LED に変更しているメーカーもある。現在、3 社が回収システムを作っていると伺っているが、回収量の実態等を踏まえて検討していきたいと考えている。（事務局）
- E10（バイオエタノール混合ガソリン）対応自動車のコスト増加はどの程度か。また、文具類のリユース、リデュースについて、具体的な案を御教示いただきたい。
 - ⇒ 価格については調査の上報告する。文具類については、特にグリーン購入法適合品の市場占有率が高くなっているものから新たな観点の導入が可能か検討を進めたい。（事務局）
- 会議、イベントについて、具体的な検討はどう進めていくのか。国の審議会、委員会等で、大量に紙の資料が配布される状況を改善すべきである。
 - ⇒ 会議については、飲物をカップで提供する、配布資料を削減することなどが考えられる。イベントについては、川崎市の取組みを参考として検討を進めていきたい。（事務局）

分野横断的事項について

- 家電等の希少金属類の減量化や再生利用は是非進めていただきたい。また、代替フロンに係る品目間の整合、統一等については、具体的にどの品目を考えているか。
 - ⇒ 希少金属類に係る項目は、コピー機、携帯電話、自動車の配慮事項に入っている。家電等の業界に働きかけ、対応可能になった品目から入れていきたいと考えている。代替フロンについては GWP の低いものを選択するように進めてきているが、HFO など新たな物質への対応や、品目間の表現の整合について検討したいと考えている。（事務局）
- 希少金属類については、配慮事項ではインパクトが弱く、解体マニュアルを持つなどの具体的な基準化が必要である。リユースについては、コピー機において、再生型機、リユース型機という例示があり、こういった記述を先進事例から組み込んでいけたらよい。
 - ⇒ 特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会において、今の御意見を含めてプライオリティを検討し、ロードマップの作成等につなげていきたい。（事務局）

グリーン購入の普及、推進等について

- 地方公共団体への普及については、具体的にどういう形で推進していくか。
- ⇒ 都道府県、政令指定都市では進んでいるが、規模が小さいところは難しく、実現できない理由として、マンパワーの不足等が挙げられている。今後は、人的支援を行うなどのアプローチを考えている。（環境省）
- 規模の小さい団体ほど数が多く、個別の対応は難しい。全体的に支援できる施策を考えるべき。
- 環境配慮契約法との連携は、国の契約に絡む重要な取り組みであるが、調達量の増加への配慮も念頭におく必要がある。基準を設定して適切なものだけを推進することにはなっているだろうが、一定の制約を常に考えておく必要があると考える。
- 環境負荷低減効果やグリーン購入全体の効果をさらに分析していくことが重要である。また、世界における我が国のグリーン化はどのくらいのレベルにあるのかを調査することにより、進んでいる分野、遅れている分野などが見えてくるのではないかと。海外にグリーン購入制度を普及していく観点からも、環境白書などを含めて検討していただきたい。
- ⇒ 国際整合性については、特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会において海外の調達制度等を調査し、その結果を踏まえて普及啓発に活かしていきたい。（事務局）
- 例えば節水コマなど、一度取り付ければ数年は導入しないものがあり、文具についてはリサイクルの次はリユースと進めていくことになっているが、目標達成をどこに置くのか。国の調達では行き渡っている場合は何か処置が必要なのではないか。
- 普及度を調査するには相当な労力が必要となるため、調達量のデータをチェックしていく方が有効ではないか。
- 我々の環境意識と環境努力のレベルが上がるごとに、リサイクルの次はリデュースといった概念を次のターゲットにしていくという考え方は評価すべきである。
- 海外における規制や指令等への対応については大変難しいと考える。TPP の対応から、今後基準化の要求があった場合の判断はどうか。また、サービサイジングの観点からの検討について、現状は採用されているものはあるか。
- ⇒ 海外基準等との整合は難しいと認識しており、特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会において必要性を含めて議論を進めていきたい。サービサイジングの考え方は、役務の照明機能提供業務に採用している。現状は、蛍光灯を対象としているが、LED についても当該サービスが始まっており、照明全体での機能提供としての検討を考えている。（事務局）

2．特定調達品目に関する提案について

- サービサイジング、リユース・リデュース、震災の廃棄物利用といった点が重要なポイントであると考え、本年度はそれらに関連した提案があったか。
- ⇒ リユースという観点では、ペーパーリユースシステムの提案があった。機能面、価格面では難しい点もあるが先進的な提案である。（事務局）
- 公共工事はリユースが難しく、基本的にはリサイクルの考え方である。コンクリート型枠

は他の現場で使う場合があり、間接的にはリユースであるともいえる。(国土交通省)

- 型枠をリユースする場合の入札価格はどうか。
- ⇒ 型枠は特殊な例であり、調達の際は仮設材として一括計上する。通常の型枠は再利用することが前提となっているため、新品であるかリユース材であるかに係らず問題になることは通常はない。今後、資材としてリユースするものが出てきた場合には、十分注意して検討していきたい。(国土交通省)
- ペーパーリユースシステムは、品目としては特殊なものであるが、それでも推進していこうというものについて例示があってもよい。ただし、この制度としてなじむのか、整理の方法は考えられているか。
- ⇒ この製品は、複合機本体とは別に消色するための機械が必要であり、価格は倍以上となるが、ランニングコストまで含めると下がる可能性はある。画期的な技術であり、どう整理していくかは検討していく必要がある。(事務局)
- まだ市場性がないために、アイデアとしては良いものが排斥されてきた経緯がある。そういった特殊なものに対するアプローチを評価していくような方向に舵を切ることで範囲が広がっていくと考える。
- 役務で、会議の紙の量の削減について規定できれば、その延長線上にあると考えることもできる。その辺りは議論していきたい。
- 植物由来の素材について、従前は PLA だけであったが、近年様々な素材が開発されており、環境負荷低減効果について、様々な検討が必要であると考ええる。
- 生分解性が必要なものはコンポストする場合などの特殊なケースであり、生分解か非生分解かは問わないものがほとんどである。植物由来のプラスチック全体として横断的検討をすべき時期にきているのではないか。
- 植物由来について、提案者に CO2 削減の他様々な環境の観点から LCA 評価を実施していただき、納得のできる形に持っていくことが必要ではないか。また、LCA では、最も負荷の大きいステージを見るだけでよいのか、他のステージと相互に影響しあうため、総合的に判断する必要があるのかを明確にすることがポイントである。植物由来プラスチックは、後者であると考え、その仕分けをしていく必要がある。
- 植物由来プラスチックについては、専門委員会を立て全面的に見直しをすることも視野に入れる必要がある。長期的視点から検討をしていきたい。

3. 専門委員会における検討内容について

特定調達品目の基準・見直しに係る専門委員会

- 海外のグリーン購入について、国連持続可能な開発会議(リオ+20)で国連環境計画(UNEP)の拡充が議論され、グリーンマーケット形成のための有効手段としての公共調達に各国が動き出してきている。アジアでは、中国、韓国及び我が国がグリーン調達制度を持っている。EU では、EU 指令で公共調達について規定されており、米国は合衆国の公共調達と各州の調達基準がある。グリーン購入法の基準を作る際、タイプ 環境ラベルの基準を参照しながら動いていこうという世界的な流れがある。我が国のグリーン購入は調達実績も非常に進んで

おり、これを維持していくことがこれからの課題である。各国のグリーン調達について、指導していくという役割を果たせると考える。

- グリーン購入法の基準は、既に製品としてあり、ある程度普及しているものが対象となるため、メーカーに環境負荷の少ない製品の開発を促すという観点は弱いのではないか。数年後に引き上げ予定の数値を示すなど、少し先のメッセージを伝えることが必要。
- グリーン購入法には様々な制約があるため、環境意識の高いトップ層を引き上げるための方策としてプレミアム基準策定ガイドラインを作成したところである。ガイドラインに将来基準の予想を書く等の方策もあると考える。

古紙の定義等に係る専門委員会

- 古紙の定義は海外基準と我が国の基準のどの点が具体的に違うのか。
- ⇒ ポストコンシューマの定義は各国ほぼ同様であるが、プレコンシューマの定義は各国で異なっている。ISO14021 においては、加工工程から発生するものは「古紙」として扱われている一方で、我が国の通産省通達の定義では、自社またはグループ会社の加工工程から発生するものについては、古紙ではなく「損紙」として扱い、古紙パルプ配合率算出の際の分母・分子に含めないこととされており各国の定義と比較すると厳しいといえる。（事務局）

以上